駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成 Q&A

区分	内容		
土肥港以外での運航は可能か	 可能 ・発着地のいずれかを清水港とし、一社と旅行会社の協議により、もう一方の港は土肥港以外とすることも可 ・ただし、支援金の対象となるのはフェリーのチャーター料金のみであり、乗降施設の手配など追加的に発生する経費の負担主体は、一社と旅行会社の協議により決定するものとし、協議会は負担しない 		
徒歩乗船ツアーは対象 となるか	徒歩乗船を対象とする。・チャーター便を活用した旅行商品の造成・販売をする旅行会 社に対し、チャーター料金を支援するものであり対象は、バス旅行に限らない		
1つの旅行行程において、往路と復路でチャーター便を活用する場合、往復分のチャーター代が対象となるか	往路と復路のいずれかの運航に係る分が対象となる・旅行商品の造成にあたり、チャーター代を上限880千円として支援するもの。・同一の旅行行程において、複数回のチャーター便を運航する場合、支援対象となるのは1回分のみとする		
チャーター便の運航時は、一般客は乗船可能か	 一社と旅行会社等との契約内容による ・チャーター便は旅行会社等と一社との間での契約により専属での輸送を行うものであり、旅行会社等と一社との間の協議により、余剰の残席を個人客等に販売することは妨げない。 ・この場合、個人客への販売数も含めて支援金の交付要件である乗船人数に含めて差支えない 		
1 申請にあたり、支援 の対象となる旅行商品 は1つのみか	複数の旅行商品を組み合わせての申請も可能とする ・支援金の対象はチャーター費であるため、1チャーターの運航に際して、複数の旅行商品を造成することを妨げない。 ・この場合、催行するツアーの合計人数が100人以上であれば、乗船人数に関する要件を満たすものとするが、その他の要件については、催行するツアーごとに満たす必要がある。例:1チャーターで2つのツアーを催行する場合、それぞれのツアーが環駿河湾地域の市町を3市町以上訪問する必要がある。各ツアー催行人数100人であれば、乗船人数に係る要件は満たしたものとする ・また、二者以上の旅行会社等の共同申請により、1チャーターにおいて複数のツアーを催行することも可能とする。その場合、申請代表者を1者決めていただき、代表者の責任において共同申請者へ支援金を分配すること。		